⑮　本案件は、提出資料、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は入札説明書による。
⑯　詳細は入札説明書による。
6　Summary
(1)　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Shigeo Ochi Director-General of Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism.
(2)　Classification of the services to be procured : 41
(3)　Subject matter of the contract : Construction work of the superstructure of Chubu-Oudan Irinosawagawa Bridge.
(4)　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 5 : 00 P.M. 19 November 2014.
(5)　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00 P.M. (noon) 28 January 2015 (tenders brought with or submitted by mail : 12 : 00 P.M. (noon) 28 January 2015).
(6)　Contact point for tender documentation : Contract Division, Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism Saitama shintoshin National Government Building Tower-2 2―1, Shintoshin, Chuou Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330―9724 Japan TEL 048―601―3151 (ex2525)

○第２号

1　工事概要
(1)　品目分類番号　41
(2)　工事名　中部横断城山トンネル（その２）工事（電子入札対象案件）
(3)　工事場所　山梨県南巨摩郡身延町下田原
(4)　工事内容　工事延長　Ｌ＝約1,036m
・トンネル（ＮＡＴＭ）内空断面積　約76㎡
掘削・支保工（機械掘削）約Ｌ＝550m
覆工コンクリート・防水工　約Ｌ＝550m
インバート工　約Ｌ＝550m　坑門工
１箇所　仮設工　１式
(5)　工期　契約締結の翌日から平成28年５月31日まで。
(6)　使用する主要な資機材　コンクリート　約9,000㎥、鉄筋　約70ｔ
(7)　本工事は、入札時に技術提案［ＶＥ提案］を受け付けるとともに、「工事全般の施工計画」を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ方式［総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）］の工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
(8)～(11)　第１号１(8)～(11)に同じ
(12)　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、入札日から過去２年以内に70点未満の工事成績評定を通知された関東地方整備局が発注し完成した工事がある者に対して、現場代理人と監理技術者の兼務を認めないこととする試行対象工事である。なお、５(8)で定める監理技術者とは別に配置する技術者とも兼務を認めない。
(13)　第１号１(13)に同じ
(14)　本工事は「施工プロセスを通じた検査の試行について（平成22年３月29日付け大臣官房地方課長、技術調査課長）」による「施工プロセスを通じた検査」の試行対象工事である。
本工事においては、工事施工中、品質検査員による工事実施状況、出来形及び品質について確認を行うこととし、その結果を踏まえて既済部分検査及び完成検査（完成技術検査を含む）を行うこととする。また、支払い条件は「出来高部分払方式」を採用する。
ただし、契約締結日により工期が180日以下となる工事は、本項の試行対象工事としない。
(15)～(19)　第１号１(15)～(19)に同じ
2　競争参加資格
(1)　第１号２(1)に同じ
(2)　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
(3)　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（(2)の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。
(4)　第１号２(3)に同じ
(5)　平成11年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））。
(ｱ)　ＮＡＴＭによる道路又は鉄道トンネルであること。
(ｲ)　トンネル内空断面積（覆工後の内空面積）が70㎡以上、かつ同一トンネルにおいて掘削延長が400m以上の工事であること。
ただし、上記(ｱ)、(ｲ)は同一工事であること。
なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が上記施工実績を有し、その他の構成員は上記(ｱ)の施工実績を有すること。また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。
(6)　第１号２(5)に同じ
(7)　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。
①　第１号２(6)①に同じ
②　１人の者が、平成11年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した上記(5)に掲げる工事の経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））。
なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
ただし、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が上記②の施工経験を有していればよい。
また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事においての経験のみ同種工事の経験として認める。
③　第１号２(6)③に同じ
(8)～(12)　第１号２(7)～(11)に同じ
3　総合評価に関する事項
(1)　落札方式
①　入札参加者は「価格」、「技術提案［ＶＥ提案］」、「工事全般の施工計画」及び「施工体制」をもって入札し、次の(ｱ)、(ｲ)の要件に該当する者のうち、(2)「総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。
(ｱ)　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
(ｲ)　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）に対して下回らないこと。
②　①において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、当該者にくじを引かせ落札者を決定する。
(2)　総合評価の方法
①　第１号３(2)①に同じ
②　「加算点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者のうち、下記(ｱ)、(ｲ)のそれぞれの評価項目毎に評価を行い加